

分離所得欄の記入方法

記入例

分離所得	分離譲渡所得がある場合は所得の種類・収入額・必要経費・特別控除額・上場株式等譲渡所得額・上場株式等配当所得額を記載してください	所得の種類	長期・短期
		収入額	1,000,000 円
		必要経費	300,000 円
		特別控除額	0 円
		上場株式等譲渡 上場株式等配当	0 円 0 円

詳細な項目の説明については次のとおりです。なお、**確定申告書の控えのコピー等を申告書と併せて提出していただいた場合、住所・氏名・連絡先欄以外の記載事項を省略することができます。**

用語の説明

分離譲渡所得	土地や建物を売ったときの所得です
所得の種類※1	分離譲渡所得にかかる土地や建物を譲渡した年の1月1日において所有期間が5年を超えるものは長期、5年以下の場合は短期に○してください。 ※上場株式等譲渡・上場株式等配当の欄のみに記入が必要な方については、記入する必要はありません。
収入額※1	分離譲渡所得にかかる収入額（売却額）を記入してください。
必要経費※1	分離譲渡所得にかかる譲渡費用を記入してください。なお、譲渡費用として認められるものについては、次のリンク先を参照してください。 https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/joto/3255.htm
特別控除額※1	土地や建物を売ったときの譲渡所得の金額の計算上、特別控除を受けた場合、その額を記入してください。なお、特別控除については、次のリンク先をご覧ください。 https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/joto/3223.htm
上場株式等譲渡※2	申告書の上場株式等譲渡及び一般株式等の譲渡所得を合算した金額を記載してください。なお、確定申告等において、その他欄の株式等「本年度分の○、○から差し引く繰越損失額」の欄の数字が計上されている場合はその金額を所得から控除した金額を記入してください。
上場株式等配当※2	申告書の所得欄「上場株式等配当」に記載された金額を記載してください。なお、確定申告等において、その他欄の配当等「本年度分の○から差し引く繰越損失額」の欄の数字が計上されている場合はその金額を所得から控除した金額を記入してください。

※1 土地や建物を売却した場合のみ記入してください。上場株式等のみに該当する場合は記載は不要です。

※2 株式の譲渡所得や配当所得は、特定口座（源泉徴収ありを選択した場合）で確定申告等をしていない場合は記入不要です。

※3 退職所得は保険料算定に使用しませんので、記入の必要はありません。